

子供の未来応援国民運動のための シンボルマーク、国民運動の愛称及びキャッチフレーズ募集要項

1. 目的

平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また平成27年4月2日には「子供の未来応援国民運動」発起人集会が開催され、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを構築し、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、子供の貧困対策のための各種支援事業を展開していくこととされました。

今後、各種支援事業を展開していくにあたり、貧困の連鎖により、経済的に困難な状況にある子供たちの将来が閉ざされないよう、全ての子供たちの夢や未来を応援する「子供の未来応援国民運動」の象徴となるシンボルマーク、国民がこの国民運動をより身近なものとして意識できるような愛称及びキャッチフレーズを制定し、基金への寄付を求める際をはじめ、様々な場面で活用することを考えております。

2. 募集内容

(1) シンボルマーク

子供の未来応援国民運動及び当該運動に関係する各種事業等の普及を広く国民に周知する上で象徴となるシンボルマーク。国民の力を結集し、明日の日本を支えていく子供たちを応援する「子供の未来応援国民運動」を表すもの。

(2) 愛称

「子供の未来応援国民運動（正式名称）」を国民の皆様にとって、より身近なもの、より親しみやすいものとして知っていただくための愛称。

(3) キャッチフレーズ

「子供の未来応援国民運動」及びその愛称とは別に、運動内容を分かりやすく、簡潔に表すスローガン。子供の貧困対策の重要性、貧困の連鎖を断ち切ること、全ての子供たちの夢や未来を応援することなどを、アピールできるキャッチフレーズ。

3. 募集期間

平成27年6月2日（火）から同年7月10日（金）まで（必着）

4. 応募資格

どなたでも応募できます。

5. 応募方法・規定

- 別添応募用紙に必要事項（氏名、年齢、職業、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、作品の解説）をご記入の上、電子メール又は郵送により、作品を事務局あて送付して下さい。

電子メールの場合：

1) 応募のカテゴリー

「子供の未来応援国民運動シンボルマーク」

「子供の未来応援国民運動愛称」

「子供の未来応援国民運動キャッチフレーズ」

のいずれかについて、カテゴリー欄にチェックをして下さい。また、複数のカテゴリーについて応募する場合は、別々に応募して下さい。

2) 応募フォーム

「愛称」及び「キャッチフレーズ」を電子メールで応募される場合は、応募フォームに記入してください。

なお、「シンボルマーク」を電子メールにて応募をされる場合は、お手数ですが、まず、応募フォームから必要事項をお送りください。おって画像送信用のアドレスを返信させていただきます。

3) 送付形式

「シンボルマーク」の提出にあたっては、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式は、JPEG又はGIF形式とし、画像サイズは2MB（メガバイト）以内とします。

郵送の場合：

1) 提出先住所

〒100-8970

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子どもの貧困対策担当 シンボルマーク募集担当宛て

2) 付記事項

封書の前面に、以下のいずれかを必ず朱書きして下さい。

「子供の未来応援国民運動シンボルマーク応募」

「子供の未来応援国民運動愛称応募」

「子供の未来応援国民運動キャッチフレーズ応募」

また、複数のカテゴリーについて応募する場合は、それぞれ明記して下さい。

3) 様式

「シンボルマーク」を応募される場合は、A4サイズ白色用紙を縦に使用し、作品を10cm四方の枠内に描いてください。

「愛称」及び「キャッチフレーズ」の応募にあたっては、特に指定はございません。

- 1人何点でも応募いただいて構いませんが、1つのファイル、あるいは用紙に1つの作品を記載してください。
- 「シンボルマーク」、「愛称」及び「キャッチフレーズ」について、全てについて応募いただく必要はなく、例えば「シンボルマーク」のみ応募するなど、いずれか1つあるいは2つを選んで応募いただくことも可能です。

6. 注意事項

- ・応募作品は、未発表かつ自作の作品に限ります。
- ・応募作品は、返却いたしません。
- ・応募に係る費用は応募者の負担となります。郵送によるご提出の場合、切手のないものは受け付けられません。
- ・最優秀作品の著作権、商標権その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとします。
- ・応募作品の著作権等にかかわる問題が生じたときは、全て応募者の責任となります。
- ・最優秀作品は、今後、内閣府、子供の貧困に関する支援団体等の広報啓発活動等に広く使用する予定です。
- ・最優秀作品は、必要に応じ修正を加えた上で、使用されることがあります。
- ・他の作品の模倣・類似と認められる作品は、最優秀作品として決定後であっても、これを取り消される場合があります。
- ・応募された時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

7. 審査方法・発表

応募者が多数の場合には、内閣府において選考を行った上で、子どもの貧困対策を担当する大臣が「シンボルマーク」、「愛称」及び「キャッチフレーズ」について、それぞれ1作品を最優秀作品として決定します。

なお、各最優秀作品の応募者については、担当大臣より表彰を行う予定です。平成27年8月以降に、最優秀作品として採用された方に連絡します。

8. 個人情報の取扱い

応募用紙等に記載された個人情報は、本公募に関連する用途以外には使用いたしません。

9. 事務局

内閣府子どもの貧困対策担当シンボルマーク募集担当

〒100-8970 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話 03-5253-2111 (38245, 38362)

FAX 03-3581-1609

(該当するカテゴリーをチェックしてください)

<input type="checkbox"/> シンボルマーク	<input type="checkbox"/> 愛称	<input type="checkbox"/> キャッチフレーズ
----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

応募用紙	
フリガナ	
氏名	
年齢	
職業	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
作品の解説 (コンセプトなど)	

(上記以外のカテゴリーに応募している場合は、そのカテゴリーをチェックしてください)

<input type="checkbox"/> シンボルマーク	<input type="checkbox"/> 愛称	<input type="checkbox"/> キャッチフレーズ
----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------------